

令和5年度 事業計画

松山福祉園 短期入所事業・日中一時支援事業

1. 目的

利用者の方がその有する能力に応じ自立した生活を営むことが出来るよう、日常生活および作業上の支援を行なうことにより、心身の機能の維持並びに扶養義務者やご家族（以下、ご家族という）の身体的・精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

2. 基本方針

- ① 利用者の方の障がい程度や心身の状況・置かれている環境に応じて、又本人のニーズや家族の希望を考慮した個別支援計画及びサービス提供にかかる留意事項等を作成し、より良い支援とサービス提供に努める。
- ② 利用者の方又はご家族の必要なときに必要な支援ができるよう努める。
- ③ 地域との結び付きを重視し、当該市町・更生（児童）相談所・他の短期入所事業所、又その他の福祉サービスを提供する者との連携に努める。

3. 事業所の重点目標

- ① サービスの質の向上
利用者の方の障がい程度や心身の状況、及びご本人やご家族の希望に沿って、個別支援プログラムを作成し、より良い支援とサービス提供を行う。
- ② 苦情処理解決・第三者評価
福祉サービス第三者評価システム・苦情処理解決システムの導入を行うことにより、当該施設の具体的な現状及び課題を把握し、第三者評価受審結果で改善を求められる課題に対しては早急に見直しを行い、利用者本位の良質なサービス提供が出来るよう、サービスの質の向上に努める。
- ③ 情報公開の充実
ホームページや広報誌の質の向上に努めると共に、積極的に SNS を活用した情報公開を行い透明性を高めていく事で第三者から信用を得る事業所運営に努める。また、第三者評価受審結果に関しても公表を行い周知に努める。
- ④ 利用者に対する虐待防止対策
障害者虐待防止法及び障害者差別解消法を遵守し職員の資質向上を図ると共に、当該事業所においては、虐待防止会議で虐待・身体拘束に関わる検証、検討を行いつつ外部の研修会にも積極的（年に1回以上）に参加して利用者の方の権利利益の擁護を図る。
- ⑤ 防犯、衛生対策
既存の防災・防犯マニュアルに関しては、新たに施行されるガイドラインの指針に応じて改訂を行い、従業者教育として今後起こりうる、想定される各種訓練を実施することで防災、防犯に対する意識を高め、安全管理体制の強化を図り、未曾有時の事態に備える。

⑥ 他の機関との連携

行政・医療・学校・家庭、地域、他の福祉関係事業所などの関係各機関との連携を図り、サービス提供及び利用者の方のフォローアップ体制の幅を広げていく。

⑦ 感染症対策

利用者の方が健康且つ安心安全に日中活動及び余暇活動に参加する事ができるように感染症マニュアルに沿って、日頃から感染症対策に取り組んでいく。また、状況に応じてマニュアルの改訂を行い、現状に即した対応を全職員が取り組めるように感染症教育を行い、感染症に対する意識を高めると共に感染症の訓練も実施する。

⑧ 利用者の確保

当該事業所を多くの利用者の方やご家族の方に知って頂き、新規利用者の方の受け入れに向けて、支援学校等で行われる事業所紹介に参加、見学者等の受け入れを積極的に行い、当該事業所のアピールに努める。

4. 従事者の努力目標

- ① 法令等の情報を収集し、利用者の方・ご家族の方に最新の情報提供をしていく。
- ② 虐待防止法、差別解消法施行に伴い倫理綱領・従業者行動基準を遵守すると共に自己への振り返りに努め、資質の向上を図る。
- ③ キャリアパスプログラムに基づいて、専門職として資質の向上と、協調の精神と和（チームワーク）を大切にする。
- ④ ご家族及び地域との信頼ある関わりを深める。
- ⑤ 従事者間の連携を密にし、実施する諸事業のサービスの質の充実を図る等、在宅福祉向上に努める。
- ⑥ 法人他事業所相互の交換研修を実施し、障がい者への理解を深め支援技術の向上を図る。
- ⑦ 利用者の方のプライバシーを尊重し、個人情報漏洩防止や虐待防止に努める。
- ⑧ 作業確保に努め、安定した作業提供に努める。
- ⑨ 利用者の方の生命、財産を守る為に各種訓練に努める。
- ⑩ 利用者の方の生命を守る為に、感染症対策を継続して取り組みつつ従業員が感染症の要因を持ち込まないように努める。

5. 支援の内容

① 支援計画及びサービス提供にかかる留意点等の策定

② 具体的支援内容

- | | | |
|-------------|-------|-------------|
| ・食事の提供 | ・入浴支援 | ・就労に関する情報提供 |
| ・作業支援（工賃支給） | ・生活支援 | ・相談支援 |
| ・健康管理 | ・余暇支援 | |

6. 一日の活動内容

時間帯	午前	時間帯	午後
7 : 3 0	起床・洗面	1 2 : 0 0	昼食・食事支援
	朝食・食事支援	1 3 : 0 0	個別支援プログラムによる 支援及びサービス提供
8 : 3 0	バイタルチェック		
9 : 0 0	生活支援	1 6 : 3 0	終了
	個別支援プログラムによる 支援及びサービス提供	1 8 : 3 0	バイタルチェック
			夕食・食事支援
			生活支援
			入浴支援
			余暇時間
			就寝準備
			自由就寝

7. 関係機関との連携

事業の実施にあつたては、下記の機関と連携を密にし、利用者の方とご家族の同意を得て適切な支援とサービスの提供に努める。

- ① 当該市町及び更生（児童）相談所
- ② その他の短期入所事業所や福祉サービス事業所
- ③ 併設指定障害者支援施設と他の事業又法人内他施設

8. 緊急時の対応

利用者の方のサービス提供時の安全・病状の変化・事故等については下記のとおり、適切な対応に努める。

- ① 主治医やかかりつけ医療機関への連絡を行う等の措置
- ② 救急医療機関への搬送等の措置
- ③ 事業所の管理者及びご家族への連絡等の措置

9. 防災計画

非常災害に関する防災計画に従い、利用者の方を災害から守るとともに、事故防止のため次の事項を実施する。

- ① 消防法に定められた月1回以上の防火訓練の実施
- ② 防災計画に則り各種災害を想定した防災訓練の実施
- ③ 月1回の事業所内外の安全総点検と事業所設備・器具等の保全
- ④ 利用者の人命を守る上での、各防災マニュアルの制定、改定の実施

10. 感染症対策

利用者の方が健康且つ安心して松山福祉園の短期入所及び日中一時支援の利用する事ができるように、感染症マニュアルに沿って適切に対応する。

- ① 利用された居室を利用前、利用後の消毒の徹底及び寮内、日中活場の消毒。
- ② 利用中の定期的なバイタルチェック等の健康管理。
- ③ 利用する際にあたり、ご家族との情報共有の徹底。